

しんたいしょうがいしゃふくし
身体障害者福祉のしおり



生きがいと健康けんこうづくりイメージキャラクター
「ちゃっぴー」

しず おか けん
静 岡 県

◆ も く じ ◆

項 目	ページ	項 目	ページ
★ 身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう	2	★ 年金 ねんきん しょうがいきそねんきん 障害基礎年金・ しんしんしょうがいしゃふようきょうさい 心身障害者扶養共済	16
★ 障害者総合支援法 しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法による そうごうてき じりつしえん 総合的な自立支援システム	3	★ 手当 てあて とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当・ とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当など	18
★ 自立支援給付 じりつしえんきゅうふ じりつしえんきゅうふ きほんてき 自立支援給付とは・基本的な しく てつづ なが 仕組み・手続きの流れ・サー ビスの種類	4	★ 税金 ぜいきん げんめんそち 減免措置など	20
★ 医療費助成 いりょうひじよせい じりつしえんいりょう じゅうどしょうがいしゃ 自立支援医療・重度障害者 じ いりょうひじよせい こうき (児)医療費助成・後期 こうれいしゃいりょうせいど 高齢者医療制度	7	★ 割引・減免など わりびき げんめん てつどう けんりつしせつ げんめん 鉄道、県立施設などの減免・ ゆうりょうどうろりようきん わりびき 有料道路料金などの割引・ ちゅうしゃきんしてきようじょがいひょうしょう 駐車禁止適用除外標章など	22
★ 補装具 ほそうぐ ほそうぐ しゅるい てつづき なが 補装具の種類・手続きの流れ	9	★ 各種相談 かくしゅそうだん しちょう れんらくさき 市町などの連絡先	28
★ 地域生活支援事業 ちいきせいかつしえんじぎょう いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業・ にちじょうせいかつようぐじぎょう 日常生活用具事業・ いどうしえんじぎょう 移動支援事業	10	★ 身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう しょうがいべつ とうきゅうべつ 障害別・等級別 たいしょうせいいちらんひょう 対象制度一覧表	33
★ その他の生活支援 た せい せいかつしえん せいかつくねん じっし 生活訓練の実施など	11	★ 主な障害に関する啓発マーク おも しょうがい かん けいはつ	36
★ 身体障害者社会参加支援施設など しんたいしょうがいしゃかいさんかしえんしせつ	14	★ 静岡県内の各種団体 しずおかけんない かくしゅだんたい	38

このしおりに掲載されている情報は令和8年4月1日現在のものです。最新情報などについては県ホームページにて随時お知らせいたします。しおりに記載している事業の他にそれぞれの市や町の単独事業もあります。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040584/1023701.html>

1 身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）



問い合わせ先：お住まいの市町

障害者総合支援法をはじめとするいろいろな援護を受けるには、原則として身体障害者手帳を所有する必要があります。この手帳は、一定以上の永続する障害のある方の申請により、身体障害者福祉法の定める身体障害者の証票として交付されます。

★ 手帳の発行者

居住地ごとに静岡県知事、静岡市長、浜松市長、富士市長が発行しています。

★ 障害の区分

障害の区分	障害等級
視覚障害	1～6級
聴覚障害	2～4級，6級
平衡機能障害	3，5級
音声・言語機能障害	3，4級
肢体不自由	1～6級
内部障害	1，3，4級（免疫機能障害と肝臓機能障害は1～4級）

★ 交付手続き

交付を受けようとする方は、つぎの書類を添えて、市福祉事務所又は町役場に申請してください。申請書は市福祉事務所及び町役場にあります。

- ① 指定医師の診断書（手帳の交付に必要な診断書は、静岡県知事、静岡市長、浜松市長などの指定を受けた医師に作成していただいでください。）
- ② 写真（1年以内に上半身を写したもの。大きさ：縦4cm×横3cm）

交付後、次のような場合は、すみやかに市福祉事務所、町役場へ届け出てください。

- 手帳を紛失・破損したとき
- 住所、氏名が変更になったとき
- 新たな障害が加わったり、障害の程度が変わったとき

2 障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんぽう）

① 問い合わせ先：お住まいの市町

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、身近な市町が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

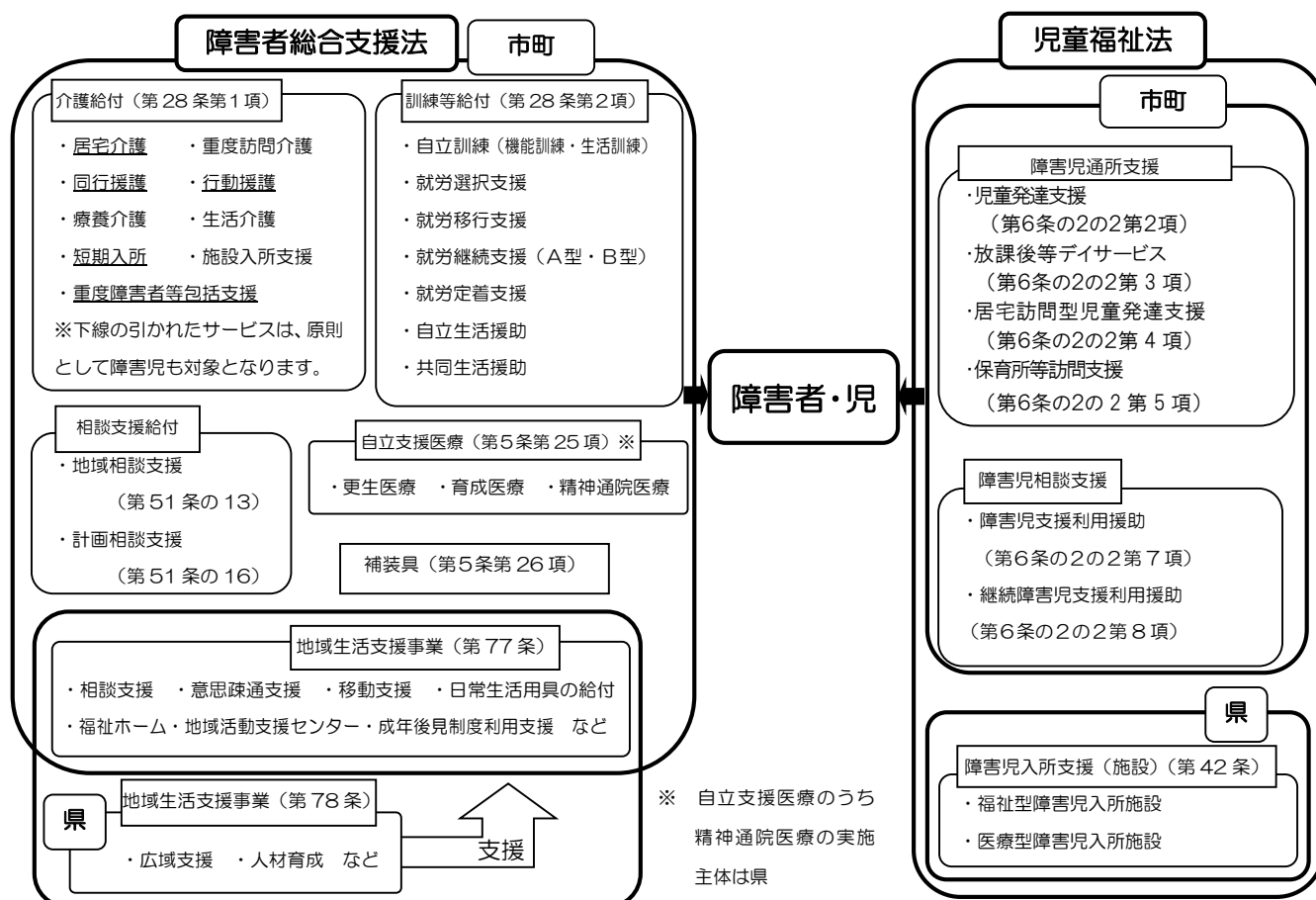
★ 障害者総合支援法による総合的な自立支援システム

大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

「自立支援給付」…介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付など

「地域生活支援事業」…手話通訳者や移動支援従事者（ガイドヘルパー）の派遣、日常生活用具の給付など

※障害児については、障害者総合支援法に基づく一部のサービスのほか、児童福祉法に基づくサービスについても利用することができます。



3 自立支援給付（じりつしえんきゅうふ）

と あ さき す しちょう
❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

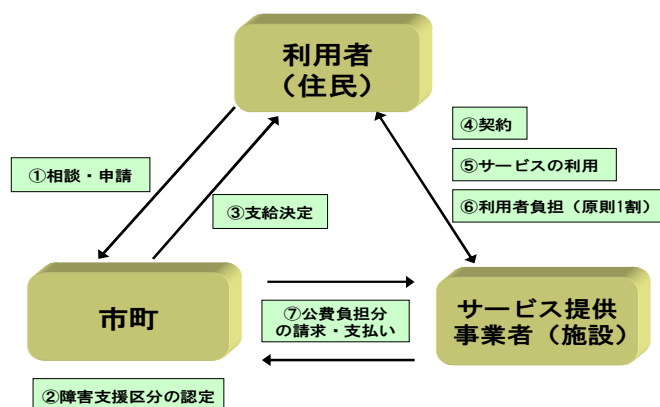
★ 自立支援給付とは

しょうがい かた じ こ けつてい そんちょう りようしゃほんい ていきょう きほん
障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービ
ていきょうじぎょうしゃ たいどう かんけい もと しょうがい かた みすか せんたく けいやく
ス提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある方が自らサービスを選択し、契約によ
りよう し く しょうがいしゃそうごうしえんほう きてい
りサービスを利用する仕組みです。障害者総合支援法で規定するサービスの1つです。

★ 基本的な仕組み

- じりつしえんきゅうふ りよう きぼう さい し まち そうだん じりつしえんきゅうふひ しきゅうしんせい
(1) 自立支援給付の利用を希望する際は市や町に相談し、自立支援給付費の支給申請をしま
し まち じりつしえんきゅうふひ しきゅう てきとう みと じりつしえんきゅうふひ
す。市や町で自立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援給付費の
しきゅうけつてい
支給決定がされます。
- けんちじ せいれいしちょう してい う じぎょうしゃ しせつ けいやく むす
(2) 県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約を結び、サービスを
りよう
利用します。
- りよう とき じぎょうしゃ しせつ たい りようしゃふたながく はら しょとく おう
(3) サービスを利用した時は事業者・施設に対して利用者負担額を払います（所得に応じ、
げつがく ふたんじょうげんがく せつてい こべつ げんめん そち もう くわ し まち まどぐち
月額負担上限額の設定や個別の減免措置が設けられています。詳しくは市や町の窓口
と あ し まち ていきょう かか けいひ りようしゃ
にお問い合わせください。）。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者
ふたながく のぞ がく きゅうふひ しきゅう じぎょうしゃ しせつ だいいり じゅうりょう
負担額を除いた額を給付費として支給します（事業者・施設が代理で受領）。
- かいごほけんせいと ふくし う かた かいごほけん ゆうせん
(4) 介護保険制度の福祉サービスを受けることができる方は、介護保険のサービスが優先
となります。

★ てっづ なが
手続きの流れ



★ しゅるい
サービスの種類

	サービス名	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における、入浴、排せつ又は食事などの介護
	重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者の方に対する、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方に対する、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護
	行動援護	行動上著しい困難がある知的障害又は精神障害のある方に対する、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護
	療養介護	常時介護を要し、また医療が必要な障害のある方に対する、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の世話
	生活介護	常時介護を要し、障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提供など
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要なる方に対する、障害者支援施設などで行う入浴、排せつ、食事の介護

	じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	じょうじかいご ひつよう じゅうど しょうがい かた たい きょたく 常時介護が必要な重度の障害のある方に対する、居宅 かいご た しょうがいふくし ほうかつてき おこな 介護やその他の障害福祉サービスを包括的に 行 う かいご 介護
	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	しせつ おも やかん おこな にゅうよく はい しょくじ 施設において、主に夜間に行われる入浴、排せつ、食事 かいご の介護
訓練等 給付 くんれんとうきゆうふ	じりつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな もくてき 自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とし しんたいきのう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん た、身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練
	しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん りよう きぼう かた 就労移行支援や就労継続支援の利用を希望する方に たいし しゅうろう しゅうほう かつよう ほんにん きぼう 対し、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望 しゅうろうのうりよく てきせいとう あっ せんたく しえん や就労能力、適正等に合った選択を支援
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう かた たい せいさんかつどう きかい 就労を希望する方に対する、生産活動などの機会を ていきよう しゅうろう ひつよう ちしき のうりよくこうじょう ひつよう 提供、就労に必要な知識や能力向上のための必要な くんれん 訓練
	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん かた たい しゅうろうきかい 通常の事業所での雇用が困難な方に対する、就労機会 ていきよう せいさんかつどう きかい ていきよう つう ちしき の提供や生産活動などの機会の提供を通じた、知識や のうりよくこうじょう ひつよう くんれん 能力向上のために必要な訓練
	しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	いっぽんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん 一般就労に移行した方への、就労に伴う生活面の かだい たいおう しえん 課題に対応するための支援
	じりつ せいかつえんじょ 自立生活援助	ひとりぐ ひつよう りかいりよく せいかつりよく おきな 一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため ていきてき きょたくほうもん すいじ たいおう ひつよう しえん の、定期的な居宅訪問や随時の対応による必要な支援
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ おも やかん おこな 共同生活を行う住居における、主に夜間に行われる そうだん にゅうよく はい また しょくじ かいご た にちじょうせいかつ 相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活 じょう えんじょ 上の援助
相談支援 給付 そうだんしえんきゆうふ	ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域移行支援)	じゅうきょ かくほ た ちいき せいかつ いこう 住居の確保その他の地域における生活に移行するため かつどう かん そうだん た べんぎ きょうよ の活動に関する相談その他の便宜の供与
	ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域定着支援)	じょうじれんらくたいせい かくほ しょうがい とくせい きいん しょう 常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた きんきゅう じたい たいおう そうだん た べんぎ きょうよ 緊急の事態などに対応した相談その他の便宜の供与
	けいかくそうだんしえん 計画相談支援 (サービス利用支援)	しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうまえ りよう 支給決定又は支給決定の変更前にサービスなどの利用 けいかくあん さくせい しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうご 計画案を作成。また、支給決定又は支給決定の変更後、 じぎょうしゃ れんらくちょうせい けいかく さくせい サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成
	けいかくそうだんしえん 計画相談支援 (継続サービス利用支援)	りようじょうきょう けんしょうおよ けいかく みなお サービスなどの利用状況の検証及び計画の見直しを じっし しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうご 実施。また、支給決定又は支給決定の変更後、サービス じぎょうしゃ れんらくちょうせい けいかく さくせい 事業者などとの連絡調整、計画の作成

4 医療費助成（いりょうひじょせい）

? と あ さき す し ちょう
問い合わせ先：お住まいの市町

★ じりつしえんいりょう こうせいりりょう ★ 自立支援医療（更生医療）

さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう も かた しょうがい ていど かる と のぞ
18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり
にちじょうせいかつ ようい いりょう かくまくしゅじゅつ かんせつけいせいじゅつ がい じけいせいじゅつ しんぞうしゅじゅつ
して日常生活を容易にするための医療（角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、
じんこうとうせきりょうほう う ばあい じ こ ふたん たい じょせいせいで
人工透析療法など）を受ける場合、自己負担に対する助成制度があります。

じ こ ふたん しょとく おう あ ふたながく せってい いりょうひ わりそうとうがく
なお、自己負担は所得に応じて1月当たりの負担額を設定します。医療費の1割相当額の
ほう ひく ばあい わりそうとうがく せたい しょとく しょうがい じょうきょう まいつき し はら
方が低い場合は、1割相当額となります（世帯の所得や障害の状況によって毎月の支払
げんどがく こと
い限度額が異なります。）。

★ じりつしえんいりょう いくせいりりょう ★ 自立支援医療（育成医療）

さいみ まん しんたい しょうがい じどう また ちりょう しょうらい しょうがい のこ
18歳未満の身体に障害のある児童、又は、治療をしなければ将来において障害を残す
みと しかん じどう いくせいりりょう たいしょう
と認められる疾患がある児童は育成医療の対象となります。

★ じゅうどしょうがいしゃ じ いりょうひじょせい ★ 重度障害者（児）医療費助成

かくしゅけんこうほけん みと しんりょう う ばあい じ こ ふたん しちょう じょせい う
各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について、市町の助成が受けら
れ しょとく じょせい う ばあい
れます。ただし、所得により助成が受けられない場合があります。

たいしょうしゃ

【対象者】

した しめ いっぱんてき れい しちょう たいしょうしゃ はんい せいど こと
(※) 下に示すものは、一般的な例です。市町により対象者の範囲など制度が異なります

しょうさい す しちょうまどぐち そうだん
ので、詳細についてはお住まいの市町窓口にご相談ください。

れい しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう ないぶしょうがい かぎ
例) 身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳3級（内部障害に限る。）、

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう も かた
療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

とくべつじどうふようてあて きゅう しょうがい かた
特別児童扶養手当1級の障害のある方

こうきこうれいしゃいりようせいど
★ 後期高齢者医療制度

びょういん いりようきかん まどぐちふたん わり けいげん せいど ふたんわりあい
病院などの医療機関における窓口負担が、1～3割に軽減される制度です。（負担割合
せたいしよとく おう へんどう
は世帯所得に応じて変動します。）

こうきこうれいしゃいりようせいど かにゆう ばあい いま かにゆう いりようほけん だったい
後期高齢者医療制度に加入する場合、今まで加入していた医療保険は脱退することになり
だったい てつづ かにゆう いりようほけん だんとうぶしよ かくにん
ます。脱退手続きについては、加入していた医療保険担当部署へご確認ください。

たいしやうしゃ
【対象者】

- さいいじよう かた
・ 75歳以上の方
- さいいじよう さいみまん いってい しょうがい にんてい う かた にんてい う
・ 65歳以上75歳未満で一定の障害（※）があると認定を受けた方（認定を受けるため
しんせい てつづ ひつよう
の申請手続きが必要です。）

いってい しょうがい い か がいとう ばあい
※ 一定の障害は、以下に該当する場合は。

- こくみんねんきんほう しょうがいねんきん きゅう
・ 国民年金法などにおける障害年金1・2級
- しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう
・ 身体障害者手帳1・2・3級
- しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう か し しょうがい きゅう ごう りようかし ゆび か
・ 身体障害者手帳4級（①下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
か し しょうがい きゅう ごう さゆう いっぽう か し かたい
②下肢障害4級3号（左右どちらか一方の下肢を下腿の
ぶん いじよう か
2分の1以上で欠くもの）
か し しょうがい きゅう ごう さゆう いっぽう か し きのう
③下肢障害4級4号（左右どちらか一方の下肢の機能の
いちじる しょうがい
著しい障害）
おんせい げんごきのうしょうがい
④音声・言語機能障害
- りよういくてちょう
・ 療育手帳A
- せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう
・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級

5 補装具（ほそうぐ）

① 問い合わせ先：お住まいの市町

身体の不自由な部分を補って、日常生活や職業生活を容易にするため、義手・義足、補聴器などの補装具の購入・修理費用などの給付が受けられます。なお、原則として1割を利用者の方に負担していただきます（所得に応じて一定の負担上限額が設けられているほか、18歳以上の方については、所得によっては支給対象外となり、全額を負担いただく場合があります）。

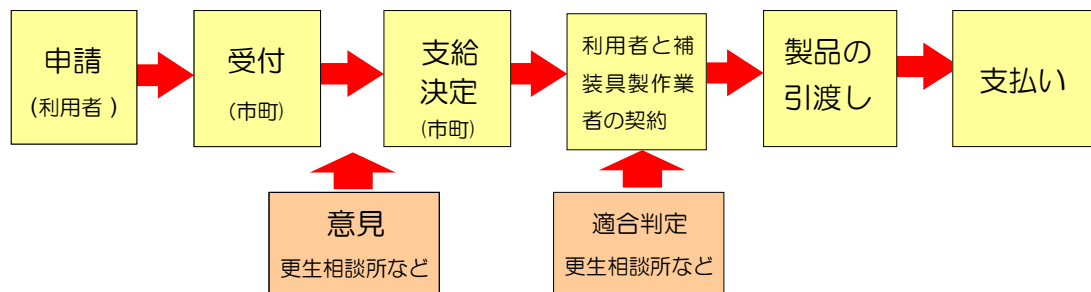
★ 補装具の種類

障害の区分	補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ、眼鏡（遮光、弱視）、義眼
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に 限る。）
肢体不自由	歩行補助つえ、歩行器、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子 など
肢体及び音声言語	重度障害者用意思伝達装置

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は、利用者負担なし（0円）。

※障害の区分は、身体障害者福祉法に基づく区分。難病などによる障害により該当する場合があります。

★ 手続きの流れ



6 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

しょうがい かた す な ちいき こじん そんげん も にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ
障害のある方が、住み慣れた地域で個人としての尊厳を持って日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、住民に最も身近な、市町を中心に様々な生活支援を行うという事業です。

しちょう ちいきとくせい りようしゃ じょうきょう おう じっし じぎょう こと だいひょうてき
市町の地域特性や利用者の状況に応じて、実施している事業が異なりますので、代表的な事例を掲載しています。事業の実施状況や利用者負担などは、お住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

★ いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

ちょうかく しょうがい かた いしそつう はか しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん
聴覚などに障害のある方との意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

★ にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業

しょうがいしゃ じ にちじょうせいかつ べんぎ はか とくしゅべんき にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、特殊便器などの日常生活用具の給付などをします。

だんさかいしょう じゅうかんきょう かいぜん おこな じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ
また、段差解消など、住環境の改善を行うための住宅改修費を給付します。

なんびょう しょうがい たいしょう ばあい
なお、難病などによる障害により対象となる場合があります。

しかくしょうがい しかくしょうがいしゃよう しかくしょうがいしゃようどくしょき
◆視覚障害・・・視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用読書器など

ちょうかく げんごしょうがい おくないしんごうそうち じんこうこうとう
◆聴覚・言語障害・・・屋内信号装置、人工喉頭など

したいふじゅう とくしゅべんき とくしゅしんたい にゅうよくほじょうぐ
◆肢体不自由・・・特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具など

ないぶしょうがい でんきしき きゅういんき そうぐ
◆内部障害・・・ネブライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具など

★ いどうしえんじぎょう 移動支援事業

おくがい いどう こんなん しょうがい かた がいしゅつ しえん いどうしえんじゅうじしゃ はけん
屋外での移動が困難な障害のある方の外出を支援するために移動支援従事者の派遣を行います。

7 その他の生活支援（そのたのせいかつしえん）

し えん な い よ う 支援の内容	と い あ わ さ き お問合せ先
生活訓練の実施 せいかつくんれん じっし オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練のほか、 し か かく ちょうかく しょうがい かつ せいかつくんれん 視覚や聴覚に障害のある方のための生活訓練を行います。	しずおかけんしょうがい ふ く し か 静岡県障害福祉課 TEL(054)221-2367 FAX(054)221-3267
盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣 もう しゃ む つうやくけんかいじょしゃ は けん 聴覚及び視覚に障害のある方のコミュニケーションと外出の ちょうかく し かく しょうがい かつ がいしゅつ 支援を行う通訳兼介助者を派遣します。 し えん お こ な つうやくけんかいじょしゃ は けん	しずおかけんちょうかくしょうがいしゃじょうほう 静岡県聴覚障害者情報センター TEL(054)221-1257 FAX(054)221-1258
身体障害者補助犬の給付 しんたいしょうがいしゃ ほ じょ けん きゅうふ 身体に重度の障害のある方の自立と社会参加のため、必要な方に しんたい じゅうど しょうがい かつ じりつ しゃかいさん か ひつよう かつ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付します。 しんたいしょうがいしゃ ほ じょ けん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん きゅうふ	しずおかけんしょうがい ふ く し か 静岡県障害福祉課 TEL(054)221-2351 FAX(054)221-3267
ガイドヘルパーネットワーク じゅうどし かくしょうがいしゃ けんがい い どう し えん 重度視覚障害者の県外への移動支援	しずおかけん かくしょうがいしゃじょうほうし えん 静岡県視覚障害者情報支援センター TEL(054)253-0228 FAX(054)250-0766
障害者スポーツの振興 しょうがいしゃ しんこう 障害者スポーツの指導や大会、研修の開催 しょうがいしゃ し どう たいかい けんしゅう かいさい	しずおかけんしょうがいしゃ きょうかい 静岡県障害者スポーツ協会 TEL(054)221-0062 FAX(054)651-2600
親子の手話教室 お や こ しゅわきょうしつ 聴覚に障害のある子どもとその親(保護者)が手話を学ぶための ちょうかく しょうがい こ お や ほ ご し ゃ しゅ わ ま な 教室を開催しています。 きょうしつ かいさい	しずおかけんちょうかくしょうがいしゃきょうかい 静岡県聴覚障害者協会 TEL(054)254-6303 FAX(054)254-6294
ピアカウンセリングの開催 かいさい お子さんの耳の聞こえに不安を感じている親(保護者)のために、 こ み み き ふ あん かん お や ほ ご し ゃ ピアカウンセリングを開催しています。 かいさい	しずおかけんほじょけんし えん 静岡県補助犬支援センター TEL(054)270-6676 FAX(054)266-6633

しずおかけんりつちゅうおうとしょかんゆうそうかしだし

★ 静岡県立中央図書館郵送貸出サービス

じゅうど しょうがい としょかん らいかん こんなん かた ゆうそう としょ かしだし おこな

重度の障害があり図書館への来館が困難な方に、郵送による図書の貸出を行います。

たいしょうしゃ しずおかけん ざいじゅう つぎ も かた

◆対象者：静岡県に在住し、次のいずれかをお持ちの方

- 1 か し たいかん いどうきのう しょうがい きゅう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう
下肢・体幹・移動機能の障害が1級または2級の身体障害者手帳
- 2 しんそう じんそう こきゅうき ぼうこう ちよくちょう しょうちょう きのうしょうがい きゅう
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害が1級
または3級の身体障害者手帳
- 3 めんえき かんそう きのうしょうがい きゅう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう
免疫、肝臓の機能障害が1級から3級までの身体障害者手帳
- 4 しょうがい ていど りょういくてちょう
障害の程度がAの療育手帳
- 5 ようかいごじょうたい くぶん ようかいご かいごほけんひほけんしゃしょう
要介護状態の区分が要介護5の介護保険被保険者証

がいどう らいかんりょう こんなん かた けんりつちゅうおうとしょかん そうだん

※いずれにも該当せず、来館利用が困難な方は、県立中央図書館にご相談ください。

てつづ でんわ かしだし せいきゅう しゃかいりょうじ りょうしゃとうろく

◆手続き：電話、FAXなどで貸出の請求をします(初回利用時に利用者登録があります)。

りょうだいきん むりょう そうりょう ふく つうわりょう つうしんりょう じこふたん

◆利用料金：無料(送料を含む、通話料・通信料などは自己負担)

かしだしすう としょ ざっしあ さついない しちょうかくしりょう てんいんない

◆貸出数：図書・雑誌合わせて20冊以内、視聴覚資料3点以内

かしだしきかん げつくない ゆうそうきかん ふく

◆貸出期間：1か月以内(郵送期間を含む。)

と あ さき しずおかけんりつちゅうおうとしょかんちやうさかいっぱんちやうさはん

◆問い合わせ先：静岡県立中央図書館調査課一般調査班

TEL：054-262-1245

FAX：054-264-4268

じゅうどしんたいしょうがいしゃとうぼうさいたいさくじぎょうひじょせい

★ 重度身体障害者等防災対策事業費助成

だい き ぼさいがい そな じゅうど しんたいしょうがい かた しょう たいしんたいさく

大規模災害などに備えるため、重度の身体障害がある方が使用するベッドに耐震対策を

ほどこ ていでんじ ひじょうようでんげん かくほ じんこうこきゅうきそうちやくかんじゃ じょうよう

施したり、停電時の非常用電源を確保するため、人工呼吸器装着患者の常用バッテリー

およ はつどうはつでんき こうにゅうひよう しかくまた ちやうかく しょうがい さいがいじょうほう しゅとく こんなん かた

及び発動発電機の購入費用、視覚又は聴覚に障害のある災害情報の取得が困難な方の

さいがいじょうほうじゅしんかんれん きき こうにゅうひよう じょせい

災害情報受信関連機器の購入費用について助成します。

しちやう じぎょう じっしじょうきやう こと しょうさい す しちやうまどぐち

市町により事業の実施状況が異なりますので、詳細についてはお住まいの市町窓口

そうだん

にご相談ください。

★ 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業

在宅の重症心身障害児(者)などに対して、専門職員が療育相談などを行います。

けんいき 圏域	じぎょうしょめい 事業所名	ほうじんめい 法人名	しょういしちやう 所在市町	でんわばんごう 電話番号
か も 賀茂	ちいきせいかつしえん 地域生活支援センター すまいる	しゃかいふくしほうじん い す 社会福祉法人伊豆つくし会	しもだし 下田市	0558-28-0106
あたま 熱海 いとう 伊東	そうだんしえん 相談支援センターいぶぎ	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じやうがさき さと 城ヶ崎いこいの里	いとうし 伊東市	0557-52-3213
すんとう 駿東 たがた 田方	いすいりやうふくし 伊豆医療福祉センター	しゃかいふくしほうじんおんしざいだんさいせいかい 社会福祉法人恩賜財団済生会 し ぶ しずおかけんさいせいかい 支部静岡県済生会	い す くにし 伊豆の国市	055-949-1418
	とらのもんせいけい い げ か びやういん フジ虎ノ門整形外科病院	しゃかいりやうほうじんせい こ かい 社会医療法人青虎会	ごて ん ば し 御殿場市	0550-88-0043
ふ じ 富士	せいかつ かい ごじぎやうしよ 生活介護事業所メルシー	かぶしきがいしゃ 株式会社エーキックス	ふ じ し 富士市	0545-67-5400
しずおか 静岡	アグネス静岡	しゃかいふくしほうじんこひつじがくえん 社会福祉法人小羊学園	しずおかし 静岡市	054-249-2833
し だ 志太 はいばら 榛原	しょうがいふくし 障害福祉サービス事業所 わかふじ	しゃかいふくしほうじんふすいかい 社会福祉法人富水会	ふじえだし 藤枝市	054-636-1710
ちゅう 中 とう 東 えん 遠	とうえん ち く せいかつしえん 東遠地区生活支援センター	とうえんがくえんくみあい 東遠学園組合	きくがわし 菊川市	0537-35-2971
	せいかつ かい ごじぎやうしよ 生活介護事業所 ぴのほーぷ	しゃかいふくしほうじん わ しょうかい 社会福祉法人和松会	かけがわし 掛川市	0537-29-5858
	そうだんしえんじぎやうしよ 相談支援事業所 結	しゃかいふくしほうじんふくはまかい 社会福祉法人福浜会	いわたし 磐田市	0538-58-2362

◆問い合わせ先：お住まいの市町又は県健康福祉部障害福祉課

8 身体障害者社会参加支援施設など（しんたいしょうがいしゃしゃかいさんかしえんしせつなど）

しせつめい 施設名	しよざいち れんらくき 所在地・連絡先
しずおかけんしんたいしょうがいしゃふくし 静岡県身体障害者福祉 センター	きのうかいふくくんれん かくしゆそうだん おこな たいいくかん しゅうかいしつ 機能回復訓練や各種相談などを行います。また、体育館や集会室の かしだし おこな 貸出も行っています。 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)252-7829、FAX(054)255-2011 E-mail:syougaisya@za.tnc.ne.jp りょうじかん じ ふん じ ふん げつようび じ ふん 利用時間 9時00分～21時00分(月曜日は17時00分まで) きゅうかんび まいつきだい にちようび ねんまつねんし 休館日 毎月第4日曜日、年末年始 (だい にちようび げつようび しゅくじつ ひ きゅうぎようび 第5日曜日と月曜日が祝日となる日は休業日)
しずおかけんし かくしょうがいしゃじょうほう 静岡県視覚障害者情報 しえん 支援センター	てんじとしよ ろくおんとしよ わりようかしだし おこな しかく しょうがい かた 点字図書や録音図書の無料貸出を行うとともに、視覚に障害のある方 かくしゆそうだん じょうほうていきょう おこな の各種相談や情報提供を行っています。 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)253-0228、FAX(054)250-0766 E-mail:info@i-center-shizuoka.jp りょうじかん じ ふん じ ふん 利用時間 9時00分～17時00分 きゅうかんび にちようび しゅくじつ だい どうようび ねんまつねんし 休館日 日曜日、祝日、第4土曜日、年末年始
しずおかけんちょうかくしょうがいしゃじょうほう 静岡県聴覚障害者情報 センター	じまく しゅわい せいさく かしだし じょうほうていきょう 字幕・手話入りDVD・ビデオの製作・貸出などによる情報提供、 じょうほうき かしだし せいかつそうだん おこな 情報機器の貸出、生活相談などを行っています。 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)221-1257、FAX(054)221-1258 E-mail:shizuoka@jousen.info りょうじかん じ ふん じ ふん 利用時間 9時00分～17時00分 きゅうかんび まいしゅうげつようび まいつきだい にちようび しゅくじつ ねんまつねんし 休館日 毎週月曜日、毎月第4日曜日、祝日、年末年始

★ しょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつしせつ 障害者職業能力開発施設など

しょうがい かたむ しよくぎょうくんれん じゃくねんしゃ くんれん
○障害のある方向けの職業訓練（若年者コース訓練）

けんりつ しよくぎょうくんれんこう ねんかん しよくぎょうのうりよくかいはつ じっし
県立あしたか職業訓練校では、1年間の職業能力開発を実施しています。

か ていいん にん
・コンピュータ科（定員10人）

せいさん か ていいん にん
・生産・サービス科（定員40人）

けんりつしよくぎょうのうりよくかいはつしせつ こうかたんきだいがっこう しずおか ぬまづ
また、県立職業能力開発施設（工科短期大学校（静岡キャンパス、沼津キャンパス）

およ はまつぎじゅつせんもんこう しよくぎょうくんれん じっし
及び浜松技術専門校）では、そのほかにも職業訓練を実施しています。

じぎょうぬしいたくんれん しよくばじっしゅうちゅうしん くんれん げつていど
・事業主委託訓練・・・職場実習中心の訓練です。（3か月程度）

くんれん ざがく しよくばじっしゅう く あ くんれん げつ げつ
・デュアル訓練・・・座学と職場実習を組み合わせた訓練です。（3か月～6か月）

ざいしよくしゃくんれん きぎょう つと かた たいしょう くんれん にち にちていど
・在職者訓練・・・企業にお勤めの方を対象にした訓練です。（2日～6日程度）

じっしこう
【実施校】

コース名	あしたか職業 くんれんこう 訓練校	こうかたんきだいがっこう 工科短期大学校 (静岡キャンパス)	こうかたんきだいがっこう 工科短期大学校 (沼津キャンパス)	はまつぎじゅつせんもんこう 浜松技術専門校 (浜松テクノカレッジ)
じゃくねんしゃ 若年者コース くんれん 訓練	○	しょうさい 詳細については、お問い合わせください。		
じぎょうぬしいたくくんれん 事業主委託訓練	○	○	○	○
デュアル訓練 くんれん		○	○	○
ざいしよくしゃくんれん 在職者訓練	○	○		○

れんらくさき
【連絡先】

けんりつ 県立あしたか職業訓練校 しょうぎょうくんれんこう	ぬまづしみやもと 沼津市宮本5-2	TEL (055)924-4380 FAX(055)924-7758
けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 しずおか (静岡キャンパス)	しずおかししみずくすのき 静岡市清水区 楠 160	TEL (054)345-3098 FAX(054)345-2921
けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 ぬまづ (沼津キャンパス)	ぬまづしおおおか 沼津市大岡4044-24	TEL (055)925-1072 FAX(055)925-1115
けんりつはまつぎじゅつせんもんこう 県立浜松技術専門校 はまつ (浜松テクノカレッジ)	はまつしちゅうおうくこいけちやう 浜松市中央区小池町2444-1	TEL (053)462-5602 FAX(053)462-5604

9 年 金 (ねんきん)

★ 障害基礎年金

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町または年金事務所

障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やけがによって一定の障害の状態にあるときに支給されるほか、60歳以上で加入をやめた後、65歳までの間に障害の状態にあるとき、また、20歳前の障害については20歳になったときや20歳以降に一定の障害の状態にあれば受けることができます。

障害基礎年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは別に、国民年金法による等級によって認定されます。

◆年額： (1 級) 1, 059, 125 円
(2 級) 847, 300 円 (令和8年4月分から)

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は

1 級 1,056,125 円 2 級 844,900 円

★ 障害者扶養共済制度(任意加入)

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額(月2万円)の年金が支給される任意加入の制度です。

◆加入できる保護者の要件

年齢が65歳未満(毎年4月1日における年齢)で、特別の疾病がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

◆障害のある方の範囲

①身体障害(身体障害者手帳1級～3級所持者)

ちてきしょうがい りょういくてちょう しよじしや
②知的障害（療育手帳A・B所持者）

せいしんしょうがい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう きゅうしよじしや
③精神障害（精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者）

じょうき どうていと しょうがい みと
④上記と同程度の障害と認められるもの

てちょう しよじ かにゆう ばあい
（手帳を所持していなくても加入できる場合があります。）

かけきん しよとくぜい ちほうぜい ぜんがくしよとくこうじよ
なお、掛金は所得税・地方税とも全額所得控除されます。

10 手 当（てあて）

と あ さき す し ちょう
❓ 問い合わせ先：お住まいの市 町

★ とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

しんたい ちてきたま せいしん じゅうどまた ちゅうど しょうがい さいみまん じどう かんご かた
身体、知的又は精神に重度又は中度の障 害のある 20歳未満の児童を監護している方に
しきゅう しょうとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい
支給されます。ただし、所得 状 況 などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく きゅう えん
◆手当月額：（1 級）58,450円

きゅう えん れいわ ねん がつぶん
（2 級）38,930円 （令和8年4月分から）

しはらい じ き がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん
◆支払時期：4月（12月分から3月分）、8月（4月分から7月分）、11月（8月分から
がつぶん
11月分）

じゅきゅうご つぎ がいとう ばあい てあて う しかく
受 給 後、次のいずれかに該当する場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、
し ふくしじむしょまた まちやくば とど で
すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届け出てください。

- ① じゅきゅうしゃ じどう かんご
受 給 者 が児童を監護しなくなったとき
- ② じゅきゅうしゃまた じどう しほうおよ にほんこくがい てんしゅつ
受 給 者 又は児童が死亡及び日本国外へ 転 出 したとき
- ③ じどう しょうがい しきゅうじゅう こうてきねんきん う
児童が障 害 を支給事由とする公的年金を受けるようになったとき
- ④ たいしょうじどう しょうがい ていど せいれい さだ しょうがい じょうたい がいとう
対 象 児童の障 害 の程度が政令で定められた 障 害 の状 態 に該当しなくなったとき
- ⑤ じどう じどうふくししせつ ほいくしょ つうえんしせつ ぼ しにゅうしょ のぞ にゅうしょ
児童が児童福祉施設など(保育所、通園施設、母子入 所 などは除く。)に 入 所 してい
るとき

★ とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当

にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう さいいじょう ざいたくじゅうどしょうがいしゃ かた しきゅう
日 常 生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障 害 者 の方に支給
しょうとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい
されます。ただし、所得 状 況 などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん
◆手当月額：30,450円 （令和8年4月分から）

しはらい じ き がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん
◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から7
がつぶん がつ がつぶん がつぶん
月分）11月（8月分から10月分）

しょうがいじふくしてあて
★ 障害児福祉手当

にちじょうせいかつ じょうしかいご ひつよう さいみまん さいたくじゅうどしょうがいしゃ かた しきゅう
日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害者の方に支給されま

す。ただし、しよとくじょうきよう てあて しきゅう ばあい
所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん
◆手当月額：16,560円（令和8年4月分から）

しはらいじき がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん
◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から
7月分）、11月（8月分から10月分）

11 税 金 (ぜいきん)

① 問い合わせ先：お住まいの市町、税務署、県財務事務所

★障害の程度が一定以上の場合、各種の税の減免措置などがあります。

区 分	減免内容	対 象 者 など	問い合わせ先
所得税	所得控除	特別障害者（本人、控除対象配偶者、扶養親族） ◆身体障害者手帳 1・2 級 障害者（本人、控除対象配偶者、扶養親族） ◆身体障害者手帳 3～6 級	税務署 P30 (*)
住民税	所得控除	障害者（所得税と同じ）、特別障害者（所得税と同じ）	市 町 P28
自動車税	減 免	・身体障害者が所有する自動車などで、専ら当該身体障害者が運転する場合 ・身体障害者が所有する自動車などで、専ら当該身体障害者の生業・通学・通院・通所のために、当該身体障害者と生計を一にする者又は当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合 ◆対象となる障害の程度は次頁表のとおり	県財務事務所 P31
軽自動車税 種別割			市 町 P28
事業税	非課税	両眼の視力（矯正視力）が 0.06 以下の視覚障害者が行うあんま、はり、きゅうなど	県財務事務所 P31
相続税	税額控除	障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、当該障害者が 85 歳に達するまでの年数に一定額を乗じた金額を税額から控除する。	税務署 P30 (*)
贈与税	非課税	「障害者非課税信託申告書」の提出により、特定障害者扶養信託契約に基づく特別障害者である受給者に対して 6,000 万円までは非課税となる。	税務署 P30 (*)

(*)聴覚、音声言語障害者のための国税 F A X 相談 名古屋国税局税務相談室

FAX 052 (951) 4614 ※申告書、申請書などの書類の提出は出来ません。

◆自動車税などの減免の対象となる等級（注4、注5）

しょうがいしゅべつ 障害種別	ほんにん しょうう うんてん 本人が所有し、運転	ほんにん しょうう せいけい 本人が所有し、生計 どういつしゃまた しょうじ 同一者又は常時 かいごしゃ うんてん 介護者が運転（注3）	ほんにん さいみ まん 本人が18歳未満、 せいけいどういつしゃ しょうう 生計同一者が所有 し、運転（注3）
しかく 視覚	1～3、4の1	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
ちょうかく 聴覚	2、3	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
へいこう 平衡	3	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
おんせい 音声	3（こうとうてきしゅつ 喉頭摘出のみ）	-	-
じょうしきのう 上肢機能	1、2	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
か し きのう 下肢機能	1～6	1～3（注6）	ひだり おな 左に同じ
たいかん 体幹	1～3、5	1～3（注6）	ひだり おな 左に同じ
のうびょうへん じょうし 脳病変・上肢（注1）	1、2	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
のうびょうへん いどう 脳病変・移動（注1）	1～6	1～3（注6）	ひだり おな 左に同じ
ないぶしょうがい のぞく めんえき 内部障害（除：免疫、 かんぞう 肝臓）（注2）	1、3	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
めんえききのう 免疫機能	1～3	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ
かんぞう 肝臓	1～3	ひだり おな 左に同じ	ひだり おな 左に同じ

（注1）にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどうきのうしょうがい
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

（注2）しんぞうきのう そうきのう こきゅうききのう また ちよくちょう きのう しょうちょうきのう
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸機能

（注3）せいけいどういつしょうめいしよまた しょうじかいごしょうめいしよ しちょう はっこう
生計同一証明書又は常時介護証明書は市町で発行

（注4）どういつぶい ふくすうしょうがい ゆうして ばあい ぶい がっさん あと とうきゅう はんたん
同一部位に複数障害を有している場合、部位ごとで合算された後の等級で判断し

ますので、事前にお問い合わせください。

（注5）いちぶ しちょう しょうけん こと ばあい くわ かくしちょう と
一部の市町においては条件が異なる場合がありますので、詳しくは各市町へお問
い合わせください。

（注6）しょうがいしゅべつ か し きのう きゅう きゅう かくきゅう たいかん きゅうおよ
障害種別が下肢機能の4級から6級までの各級、体幹の5級及び
のうびょうへん いどう きゅう きゅう かくきゅう がいどう かた ちょうふく
脳病変・移動の4級から6級までの各級に該当する方に、重複して
しょうがい ばあい そうごうとうきゅう かくしょうがいしゅべつ とうきゅう よ か
障害がある場合は、総合等級を各障害種別の等級に読み替えます。

12 割引・減免など（わりびき・げんめんなど）

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町など

★ JR・県内私鉄、バス、タクシーなどの旅客運賃割引制度

運送事業者又は路線によって異なることがありますので各運送事業者にお問い合わせください。

交通 機関	割引対象の区分		券種	割引率	
				本人	介護者
鉄 道 〔 J R 〕	第1種	単独利用	普通（※1）	50%	—
		介護者あり	普通、回数券、急行、定期（※2）	50%	50%
	第2種	単独利用	普通（※1）	50%	—
		介護者あり（※3）	定期（※2）	50%	50%
鉄 道 〔 私 鉄 〕	各鉄道会社によって異なることがあります。 事業者にお問い合わせください。				
県内 バス （※4）	第1種	単独利用	普通、定期（割引率30%）	50%	—
		介護者あり	同上	50%	50%
	第2種	同上	50%	—	
タクシ ー（※5）			（メーター料金）	10%	
航 空 （国内線）	各運送事業者又は路線によって異なることがあります。 事業者にお問い合わせください。				
船					

（※1） 片道100kmを超える場合

（※2） 小児定期乗車券を除く

（※3） 本人が12歳未満の場合に限る

（※4） 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず身体障害者手帳を提示してください。詳細はご利用になるバス会社へお問い合わせください。

（※5） 乗務員に身体障害者手帳を提示してください。市町により別途助成制度を実施している場合があります。

★ けんりつしせつ りょうりょうきん げんめん
県立施設の利用料金の減免

げんめん ないよう かくしせつ こと しょうさい かくしせつ と あ
 減免の内容は各施設によって異なりますので詳細は各施設へお問い合わせください。

たい しょう し せつ 対 象 施 設	しょうざいち でんわばんごう 所在地・電話番号	げんめん そ ち たいしょうこうもく 減免措置の対象項目
けんりつびじゅつかん 県立美術館	〒422-8002 しずおかしするが く や だ 静岡市駿河区谷田53-2 TEL (054) 263-5755	かんらんりょう 観覧料
ふじのくにちきゅうかんきょうし ミュージアム	〒422-8017 しずおかしするが く おおや 静岡市駿河区大谷5762 TEL (054) 260-7111	かんらんりょう 観覧料
ふじのくにちや みやこ 茶の都ミュージアム	〒428-0034 しまだしかなやふじみちよう 島田市金谷富士見町3053-2 TEL(0547)46-5588	かんらんりょう 観覧料
しずおかけん ふじさん せかいいさん 静岡県富士山世界遺産センター	〒418-0067 ふじのみやしみやちよう 富士宮市宮町5-12 TEL(0544)21-3776	かんらんりょう 観覧料
けんすいさん かいようぎじゅつけんきゅうしよ 県水産・海洋技術研究所 ふじようそんじよう 富士養鱒場	〒418-0108 ふじのみやしいのかしら 富士宮市猪之頭579の2 TEL (0544) 52-0311	かんらんりょう 観覧料
しずおかけんけんみん もり 静岡県県民の森	〒428-0503 しずおかしあおいくいわさき 静岡市葵区岩崎284 TEL(054)260-2214	りょうりょうきん 利用料金
けんりつしんりんこうえんもり いえ 県立森林公園森の家	〒434-0016 はまつしはまなくねがた 浜松市浜名区根堅2450-1 TEL(053)583-0090	りょうりょうきん 利用料金
けんすいさんかいようけんきゅうじよはまなこぶんじよう 県水産・海洋研究所浜名湖分場 はまなこたいけんがくしゅうしせつ 浜名湖体験学習施設「ウォット」	〒431-0214 はまつしちゅうおうくまいさかちようべんてんじま 浜松市中央区舞阪町弁天島5005-3 TEL (053) 592-2880	りょうりょうきん 利用料金
けんえいと し こうえん 県営都市公園		にゅうえんりようまた りょうりょうきん 入園料又は利用料金
しずおかけん ふじさん ・静岡県富士山こどもの国	〒417-0803 ふじしかざき 富士市桑崎1015 TEL (0545) 22-5555	
あしたかこういきこうえん ・愛鷹広域公園	〒410-0001 ぬまつしあしたか 沼津市足高202 TEL (055) 924-8878	
しずおかけんくさなぎそうごうんどうじよう ・静岡県草薙総合運動場	〒422-8008 しずおかしするが く くりはら 静岡市駿河区栗原19-1 TEL (054) 261-9265	
おがさやまそうごうんどうこうえん ・小笠山総合運動公園	〒437-0031 ふくろい し あいの 袋井市愛野2300-1 TEL (0538) 41-1800	
えんしゅうなだかいひんこうえん ・遠州灘海浜公園	〒430-0844 はまつしちゅうおうくえのしまちよう 浜松市中央区江之島町1706 TEL (053) 442-6775	
はまなこ ・浜名湖ガーデンパーク	〒431-1207 はまつしちゅうおうくむらくしちよう 浜松市中央区村櫛町5475-1 TEL (053) 488-1500	

けんりつすいえいじょう 県立水泳場	〒421-2116 しずおかしあおいくにしがや 静岡市葵区西ヶ谷357-2 TEL (054) 296-3675	りょうりょうきん 利用料金
ふじすいえいじょう 富士水泳場	〒417-0801 ふじしおおぶち 富士市大淵266 TEL (0545) 35-6022	りょうりょうきん 利用料金
けんぶどうかん 県武道館	〒426-0067 ふじえだしまえじま 藤枝市前島2-10-1 TEL (054) 636-2332	りょうりょうきん 利用料金

げんめん う ばあい しんたいしょうがいしゃてちょうまた ていじ
※減免を受ける場合は、身体障害者手帳又はミライロIDを提示してください。

★ ゆうりょうどうろ りょうきんわりびき 有料道路の料金割引

しちょう まどぐち しんせい ひつようじこう きさい う しんたいしょうがいしゃてちょう けいこう しょうがいしゃほんにん
市町の窓口に申請し、必要事項の記載を受けた身体障害者手帳を携行して、障害者本人
うんてん ばあいおよ じゅうどうしょうがいしゃ りょかくてつどうかふしきがいしゃりょかくうんちんげんがく だい しゅ てきよう う
が運転する場合及び重度障害者（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種の適用を受けて
かた じょうしゃ しんぞく にちじょうてき かいこ かた うんてん ゆうりょうどうろ りょう ばあい
いる方）が乗車して親族や日常的に介護する方などが運転し、有料道路を利用する場合
しよてい ようけん み じどうしゃ たい つうこうりょうきん さいだい わりびき
に、所定の要件を満たす自動車に対して、通行料金の最大50%が割引されます。

むせんつうこう そうこう りょう しよてい てつづ へ
ETC無線通行（ノンストップ走行）によるETC利用についても所定の手続きを経れば
どうよう わりびき う くわ す しちょう そうだん
同様の割引が受けられます。詳しくはお住まいの市町にご相談ください。

★ けいたいでんわ きほんしょうりょう わりびき 携帯電話基本使用料などの割引

でんわがいしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんほけんふくしてちょう こうふ
電話会社によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付
う かた けいたいでんわ きほんしょうりょう わりびき ぐたいてき わりびきないよう りつ て
を受けている方の携帯電話の基本使用料などが割引となります。具体的な割引内容や率、手
つづ けいやく でんわがいしゃ そうだん
続きなどは契約している電話会社にご相談ください。

★ むりょうばんごうあんない あんない NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

しんたいしょうがいしゃてちょう しかくしょうがい きゅう したいふじゅう じょうし たいかん にゅうようじきいぜん ひしんこうせい
身体障害者手帳（視覚障害1～6級と肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性
のうびょうへん うんどうきのうしょうがい きゅう ちょうかくしょうがい きゅう きゅう おんせいきのう げんごきのう
の脳病変による運動機能障害）1・2級、聴覚障害2～4級・6級、音声機能・言語機能
また きのう しょうがい きゅう こうふ う かた じぜんとうろく
又はそしゃく機能の障害3・4級）のいずれかの交付を受けている方が、事前登録すると、

でんわばんごうあんない むりょう りょう
電話番号案内が無料で利用できます。

もうしこ てつづ ぐたいてき りょうほうほう あんないたんとう
申込み手続きや具体的な利用方法は、NTT ふれあい案内担当(TEL:0120-104-174、
FAX:0120-104-134) にご相談ください。

あんない にしにほん きゃくさま ていきょう でんわばんごうあんない
※ふれあい案内はNTT西日本のお客様に提供する電話番号案内サービスです。

★ NHK受信料の減免

しんたいしょうがいしゃてちょう も ち かた せたい せたいこうせいいんぜんいん しちょうそんみんぜいひ か ぜい
身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税
ばあい じゅしんりょう ぜんがくめんじょ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう かた
の場合、受信料が全額免除になります。また、身体障害者手帳1級もしくは2級の方、
また しかく ちょうかくしょうがい しんたいしょうがいしゃてちょう も かた せたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい
又は視覚・聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合、
じゅしんりょう はんがくめんじょ す ま い しちょう しょうがいふくしたんとうか しょうめい う
受信料が半額免除になります。お住まいの市町の障害福祉担当課で証明を受けて、NHK
しんせい くわ ほうそうきよく そうだん しょうがい など でんわ
に申請してください。詳しくは、NHK放送局にご相談ください。※障害がある等、お電話
での連絡が困難なおお客様からの受信料に関するお問い合わせを「メール」と「FAX」から
う お受けしています。詳しくは、NHKホームページ「受信料の窓口」を御確認ください。

じゅしんりょうといあわ

受信料問合せ：NHKふれあいセンター TEL：0570-077-077

★ 駐車禁止除外標章

と あ さき かくけいさつしよ こうつう だいいち か
問い合わせ先：各警察署 交通(第一)課
ほこう こんなん しんたい しょうがい かた しゃりょう みすか うんてん また どうじょう かた たいしょう
歩行が困難な身体に障害のある方で、車両を自ら運転し、又は、同乗される方を対象
こうあんいんかい ちゅうしゃきんしきてい てきょう じょがい げんそくてき たいしょう かた つぎ
に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外されます。原則的に対象となる方は次のとおり
くわ も よ けいさつしよ と あ
です。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

く ぶん 区 分		たいしょう 対象となる級 きゅう
しかくしょうがい 視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
ちょうかくしょうがい 聴覚障害		2 級及び 3 級
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		3 級
肢 し	じょうしきのうしょうがい 上肢機能障害	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2

不 自 由	か し き の う し ょ う が い 下肢機能障害		1 級から4 級までの各級
	たい かん き の う し ょ う が い 体幹機能障害		1 級から3 級までの各級
	のうせい 脳性 マヒ	じょうしきのう 上肢機能	1 級及び2 級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
		いどうきのう 移動機能	1 級から3 級までの各級
内 部 障 害	しんぞうきのうししょうがい 心臓機能障害		1 級及び3 級
	ぞうきのうししょうがい じん臓機能障害		1 級及び3 級
	こきゅうききのうししょうがい 呼吸器機能障害		1 級及び3 級
	ぼうこう 膀胱・ ちよくちようきのうししょうがい 直腸機能障害		1 級及び3 級
	しょうちようきのうししょうがい 小腸機能障害		1 級及び3 級
	めんえききのうししょうがい 免疫機能障害		1 級から3 級までの各級
	かんぞうきのうししょうがい 肝臓機能障害		1 級から3 級までの各級

★ 高齢運転者等専用駐車区間制度

こうれいしゃ しんたい ふじゆう かた にんしんちゆうまた しゅっさん こ しゅうかんい ない かた せんようちゆうしゃく かん
高齢者、身体の不自由な方、妊娠中又は出産後8週間以内の方のための専用駐車区間
です。利用するには、普通自動車を運転できる免許を持つ本人が申請して交付された
ひょうしょう ひつよう くわ もよ けいさつしょ と あ
「標章」が必要となります。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

★ 利子などの非課税（障害者等のマル優・特別マル優）

きんゆうきかん てつづ よちよきん こくさい
あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債などについて、それぞれ
がんぼん まんえん げんど りし ひかせい
元本350万円を限度として利子などが非課税になります。

たいししょうしゃ

【対象者】

しんたいししょうがいしゃてちよう も かた
(1) 身体障害者手帳をお持ちの方

りょういくてちよう も かた
(2) 療育手帳をお持ちの方

せいしんしょうがいほけんふくしてちよう も かた
(3) 精神障害保健福祉手帳をお持ちの方

しょうがい しきゅうじゆう ねんきん じゅきゆう かた
(4) 障害を支給事由とする年金の受給をされている方

しょうがいじふくしてあて とくべつしょうがいしゃてあて けいかてきふくしてあて う かた
(5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

くわ ぎんこう ゆうびんきよく ぎんこう しょうけんがいしゃ と あ
詳しくは、ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社などにお問い合わせください。

★ 静岡県ゆずりあい駐車場制度

市町や県健康福祉センターの窓口、または県福祉長寿政策課（郵送のみ対応）に申請
することで、利用証が交付され、公共施設、商業施設などに設置された車いすマーク
の駐車場が利用しやすくなります。対象者は障害者、要介護高齢者、妊産婦などの歩行
が困難な方です。利用者同士でゆずりあっての御利用をお願いしております。
詳しくは、お住まいの市町福祉担当課または県福祉長寿政策課にお問い合わせください。

13 各種相談（かくしゅそうだん）

 ^{と あ さき す し ちょう} 問い合わせ先：お住まいの市町

★ ^{そうだん} ご相談について

^{しょうかい う かた しょうさい し かた し}
このしおりで紹介したサービスを受けたい方、あるいはさらに詳細を知りたい方は、市
^{ふくしじむしょ まちやくば そうだん つぎ しちょうれんらくさき}
福祉事務所、町役場にご相談ください。（次のページに市町連絡先があります。）

^{かくしちょう そうだんぎょうむ いたく しんたいしょうがいしゃそうだんいん せ っち}
なお、各市町から相談業務を委託された身体障害者相談員も設置されていますので、お
^{す まい しちょうまどぐち かくにん しゅうろう かん ねんきん ぜいきん せんもんぶんや}
住まいの市町窓口で確認してください。また、就労に関すること、年金や税金などの専門分野
^{かん そうだん こうきょうしょくぎょうあんていしょ ねんきんじむしょ ぜいむしょ こくぜい}
に関する相談は、①公 共 職 業 安定所（ハローワーク）、②年金事務所、③税務署（国税）、
^{けんざいむじむしょ けんぜい そうだん}
④県財務事務所（県税）にご相談ください。

し ちょうしょうがいふく し たんとうでん わ ばんごう ふ あ っ く す
◎市町障害福祉担当電話番号・FAX

しも だし 下 田 市	TEL0558-22-2216 FAX0558-22-3910	こ て ん ば し 御 殿 場 市	TEL0550-82-4238 FAX0550-84-1046	ふくろ い し 袋 井 市	TEL0538-44-3114 FAX0538-43-6285
ひがしい ず ちょう 東 伊 豆 町	TEL0557-95-6204 FAX0557-95-5691	お や ま ちょう 小 山 町	TEL0550-76-6661 FAX0550-76-4770	お ま え ぎ き し 御 前 崎 市	TEL0537-85-1121 FAX0537-85-1144
かわ づ ちょう 河 津 町	TEL0558-36-3232 FAX0558-34-1811	ふ じ の み や し 富 士 宮 市	TEL0544-22-1145 FAX0544-22-1251	き く が わ し 菊 川 市	TEL0537-37-1252 FAX0537-37-1255
みなみいずちょう 南 伊 豆 町	TEL0558-62-6233 FAX0558-62-2493	ふ じ し 市 富 士 市	TEL0545-55-2911 FAX0545-53-0151	も り ま ち 森 町	TEL0538-85-1800 FAX0538-86-6301
まつ ぎ き ちょう 松 崎 町	TEL0558-42-3966 FAX0558-42-3184	し ず お か し 静 岡 市		こ さい し 湖 西 市	TEL053-576-4532 FAX053-576-1220
にししいずちょう 西 伊 豆 町	TEL0558-52-1961 FAX0558-52-5750	あ お い く 葵 区	TEL054-221-1099 FAX054-254-6322	は ま ま つ し 浜 松 市	
あた み し 熱 海 市	TEL0557-86-6335 FAX0557-86-6338	す る が く 駿 河 区	TEL054-202-5818 FAX054-287-8660	ちゅうおうふくしじぎょうしよ 中央福祉事業所	TEL053-457-2057 FAX053-457-2632
い とう し 伊 東 市	TEL0557-32-1532 FAX0557-36-0775	し み ず く 清 水 区	TEL054-354-2106 FAX054-352-0323	ちゅうおうふくしじぎょうしよ ひがし 中央福祉事業所(東)	TEL053-424-0176 FAX050-3535-7636
ぬ ま づ し 沼 津 市	TEL055-934-4829 FAX055-934-2631	しま だし 島 田 市	TEL0547-36-7154 FAX0547-37-0235	ちゅうおうふくしじぎょうしよ にし 中央福祉事業所(西)	TEL053-597-1159 FAX053-596-1215
み しま し 三 島 市	TEL055-983-2612 FAX055-976-5555	や い づ し 焼 津 市	TEL054-631-5532 FAX054-626-2189	ちゅうおうふくしじぎょうしよ みなみ 中央福祉事業所(南)	TEL053-425-1485 FAX050-3385-8976
す そ の し 裾 野 市	TEL055-995-1820 FAX055-992-3681	ふ じ え だ し 藤 枝 市	TEL054-643-3149 FAX054-644-2941	は ま な ふ く し じ ゑ ゑ し ゑ 浜 名 福 祉 事 業 所	TEL053-585-1697 FAX053-586-5495
い ず し 伊 豆 市	TEL0558-72-9863 FAX0558-72-8638	ま き の は ら し 牧 之 原 市	TEL0548-23-0072 FAX0548-23-0099	は ま な ふ く し じ ゑ ゑ し ゑ き た 浜 名 福 祉 事 業 所 (北)	TEL053-523-2898 FAX050-3537-9140
い ず の く に し 伊 豆 の 国 市	TEL0558-76-8007 FAX0558-76-8029	よ し だ ちょう 吉 田 町	TEL0548-33-2104 FAX0548-33-0361	てんりゅうふくしじぎょうしよ 天 竜 福 祉 事 業 所	TEL053-922-0024 FAX053-922-0049
かん な み ちょう 函 南 町	TEL055-979-8127 FAX055-979-8143	かわ ね ほんちょう 川 根 本 町	TEL0547-56-2224 FAX0547-56-1117		
し み づ ちょう 清 水 町	TEL055-981-8204 FAX055-973-1959	いわ た し 磐 田 市	TEL0538-37-4919 FAX0538-36-1635		
なが い ず み ちょう 長 泉 町	TEL055-989-5512 FAX055-989-5515	かけ が わ し 掛 川 市	TEL0537-21-1139 FAX0537-21-1163		

◎身体障害者更生相談所

こうせいそудんしょめい 更生相談所名	しよざいち でんわ 所在地(電話・FAX)	しよかんちいき 所管地域
しずおかけんしんたいしょうがいしゃこうせいそудんしょ 静岡県身体障害者更生相談所	〒426-0075 ふじえだしせとあらや 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL(054)646-3571 FAX(054)646-3563	ぜんしちょう 全市町 しずおかし はまつし のぞ (静岡市・浜松市を除く)
しずおかしちいき 静岡市地域リハビリテーション推進センター しずおかししんたいしょうがいしゃこうせいそудんしょ (静岡市身体障害者更生相談所)	〒420-0846 しずおかしあおいくじょうとうちよう 静岡市葵区城東町24-1 TEL(054)249-3182 FAX(054)209-0103	しずおかし 静岡市
はまつししょうがいしゃこうせいそудんしょ 浜松市障害者更生相談所	〒430-0929 はまつしちゆうおうくちゆうおういっちょうめ ばん ごう 浜松市中央区中央一丁目12番1号 けんはまつそוגょうしや かい 県浜松総合庁舎4階 TEL(053)457-2707 FAX(053)457-2645	はまつし 浜松市

① ハローワーク^{でんわばんごう}電話番号

^{しもだ} ハローワーク下田 TEL 0558-22-0288 ^{みしま} ハローワーク三島 TEL 055-980-1300 ^{いとう} ハローワーク伊東 TEL 0557-37-2605 ^{ぬまづ} ハローワーク沼津 TEL 055-931-0145 ^{ごてんば} ハローワーク御殿場 TEL 0550-82-0540 ^{ふじ} ハローワーク富士 TEL 0545-51-2151	^{ふじのみや} ハローワーク富士宮 TEL 0544-26-3128 ^{しみず} ハローワーク清水 TEL 054-351-8609 ^{しずおか} ハローワーク静岡 TEL 054-238-8609 ^{やいづ} ハローワーク焼津 TEL 054-628-5155 ^{しまだ} ハローワーク島田 TEL 0547-36-8609	^{はいばら} ハローワーク榛原 TEL 0548-22-0148 ^{かけがわ} ハローワーク掛川 TEL 0537-22-4185 ^{いわた} ハローワーク磐田 TEL 0538-32-6181 ^{はままつ} ハローワーク浜松 TEL 053-541-8609 ^{ほそえ} ハローワーク細江 TEL 053-522-0165 ^{はまきた} ハローワーク浜北 TEL 053-584-2233
---	--	--

② 年金事務所^{ねんきんじむしょでんわばんごう}電話番号・FAX^{ばんごう}番号

^{みしまねんきんじむしょ} 三島年金事務所 TEL 055-973-1166 FAX 055-971-8311 ^{ぬまづねんきんじむしょ} 沼津年金事務所 TEL 055-921-2201 FAX 055-923-3811 ^{まちかど ねんきんそうだん ぬまづ} 街角の年金相談センター沼津 TEL 055-954-1321 FAX なし ^{ふじねんきんじむしょ} 富士年金事務所 TEL 0545-61-1900 FAX 0545-64-5411	^{しみずねんきんじむしょ} 清水年金事務所 TEL 054-353-2233 FAX 054-353-3611 ^{しずおかねんきんじむしょ} 静岡年金事務所 TEL 054-203-3707 FAX 054-284-4411 ^{まちかど ねんきんそうだん しずおか} 街角の年金相談センター静岡 TEL 054-288-1611 FAX なし ^{しまだねんきんじむしょ} 島田年金事務所 TEL 0547-36-2211 FAX 0547-37-6011	^{かけがわねんきんじむしょ} 掛川年金事務所 TEL 0537-21-5524 FAX 0537-21-3211 ^{はままつひがしねんきんじむしょ} 浜松東年金事務所 TEL 053-421-0192 FAX 053-421-6011 ^{はままつにしねんきんじむしょ} 浜松西年金事務所 TEL 053-456-8511 FAX 053-452-8011 ^{まちかど ねんきんそうだん はままつ} 街角の年金相談センター浜松 TEL 053-465-2360 FAX なし
---	--	---

③ 税務署^{ぜいむしょでんわばんごう}電話番号

^{しもだぜいむしょ} 下田税務署 0558-22-0185 ^{みしまぜいむしょ} 三島税務署 055-987-6711 ^{あたみぜいむしょ} 熱海税務署 0557-81-3515 ^{ぬまづぜいむしょ} 沼津税務署 055-922-1560 ^{ふじぜいむしょ} 富士税務署 0545-61-2460	^{しみずぜいむしょ} 清水税務署 054-355-2360 ^{しずおかぜいむしょ} 静岡税務署 054-252-8111 ^{ふじえだぜいむしょ} 藤枝税務署 054-641-0680 ^{しまだぜいむしょ} 島田税務署 0547-37-3121 ^{かけがわぜいむしょ} 掛川税務署 0537-22-5141	^{いわたぜいむしょ} 磐田税務署 0538-32-6111 ^{はままつひがしぜいむしょ} 浜松東税務署 053-458-1111 ^{はままつにしぜいむしょ} 浜松西税務署 053-555-7111
---	---	---

けんざいむじむしょじどうしゃぜいたんとうでんわばんごう
④県財務事務所自動車税担当電話番号

しもだざいむじむしょ 下田財務事務所 0558-24-2018 あたまざいむじむしょ 熱海財務事務所 0557-82-9061 ぬまづざいむじむしょ 沼津財務事務所 055-920-2019	ふじざいむじむしょ 富士財務事務所 0545-65-2118 しずおかざいむじむしょ 静岡財務事務所 054-286-9130 ふじえだざいむじむしょ 藤枝財務事務所 054-644-9122	いわたざいむじむしょ 磐田財務事務所 0538-37-2211 はままつざいむじむしょ 浜松財務事務所 053-458-7132
---	--	---

た そうだんまどぐち
★その他の相談窓口

そうだん ないよう 相談の内容	れんらくさき 連絡先
しかく しょうがい かん そうだん 視覚の障害に関する相談 ◆ピアカウンセラーの派遣も 行 います。	しずおかけんしかくしょうがいしゃじょうほうしえん 静岡県視覚障 害 者 情 報 支 援 セ ン タ ー 〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府町1-70 TEL (054) 253-0228 FAX (054) 250-0766
ちょうかく しょうがい かん そうだん 聴 覚 の 障 害 に関する相談	こうえきしゃだんほうじんしずおかけんちょうかくしょうがいしゃきょうかい 公益社団法人静岡県聴 覚 障 害 者 協 会 〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府町1-70 TEL (054) 254-6303 FAX (054) 254-6294
にゅうようじ き ちょうかくしょうがいじ りよう 乳 幼児の聞こえや聴 覚 障害児の療 育に関する相談	ほじょけん 補助犬インフォメーションデスク 〒422-8043 しずおかしすの がく なかだほんちょう 静岡市駿河区中田本 町2-6 1B TEL054-270-6676 FAX054-266-6633 (NPO法人静岡県補助犬支援センター内)
さぎょうしょ じゅさんじぎょう きぎょう 作業所での授産事業から企業への 就職まで、働 くこと全般に関する 相談	しょうがいしゃはたら しあわ そうしゅつ 障 害 者 働 く 幸 せ 創 出 セ ン タ ー (運営：NPO法人オールしずおかベストコミュニティ) 〒420-0031 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区呉服町 2-1-5「5風来館」4階 TEL (054) 251-3515 FAX (054) 251-3516
じ こ のうがいしやう げんいん 事故による脳外傷などを原因とする 記憶障害や行動障害などの高次 脳機能障 害の相談（要予約）	か もけんこうふくし ふくしか 賀茂健康福祉センター福祉課 TEL (0558) 24-2056 あたまけんこうふくし ふくしか ＊熱海健康福祉センター福祉課 ほけんし ずいじそうだん じっし (保健師などによる随時相談のみ実施) TEL (0557) 82-9120 とうぶけんこうふくし ふくしか 東部健康福祉センター福祉課 TEL (055) 920-2087 ごてんばけんこうふくし ふくしか ＊御殿場健康福祉センター福祉課 ほけんし ずいじそうだん じっし (保健師などによる随時相談のみ実施) TEL (0550) 82-1222 ふ じけんこうふくし ふくしか 富士健康福祉センター福祉課 TEL (0545) 65-2155 ちゅうぶけんこうふくし ふくしか 中部健康福祉センター福祉課 TEL (054) 644-9281 せいぶけんこうふくし ふくしか 西部健康福祉センター福祉課 TEL (0538) 37-2252
こうつうじ こ ていさんそのうしやう のうそっちゅう 交通事故や低酸素脳症、脳卒中による 脳損傷などで、記憶や行動などの障害 (高次脳機能障害) のある方とその 家族の集まり	ほうじんこうじのきこうしやうかい NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおか・高次脳機能障害友の会しずおか けん ぜんいき たきがわかた 県 全 域 滝川方 TEL (054) 622-7405 おぜきかた 小関方 TEL (0537) 24-0608 せいぶちいき わたなべかた 西部地域 渡邊方 TEL (053) 457-5898

身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表（1）

がいう いちぶがいう むじるし ひがいう
○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

じっさい しんせい じ しょうがいしゅべつ とうきゅうい がい せいど せたいこうせい しょうとくせいげん じゅきゅうようけん さだ
実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。
なんびょう むじるし にんてい ばあい くわ だんとうきかん と あ
難病など無印でも認定する場合がありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

	障害の種類 等級 各種制度	視覚障害						肢体不自由																担当 機関
		1	2	3	4	5	6	上肢障害						下肢障害						体幹障害				
								じょうししょうがい						か し しょうがい						たいかんしょうがい				
								1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	
手 当 て あ て	とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当	△	△					△	△					△	△					△	△			かくしちょう 各市町
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	○	△					○	△					○	△					○	△			かくしちょう 各市町
	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	○	○	○				○	○	○				○	○	○	△			○	○	○		かくしちょう 各市町
年 金 ねんきん	しんしんしょうがいしやふようきょうさいねんきん 心身障害者扶養共済年金 (総合1～3級は該当)	○	○	○				○	○	○				○	○	○				○	○	○		かくしちょう 各市町
医 療 制 度 いりようせいど	じゅうどしょうがいしや じ いりようひじよせい 重度障害者（児）医療費助成 (総合1・2級等は該当)	○	○	△				○	○	△				○	○	△				○	○	△		かくしちょう 各市町
	じりつしえんいりよう こうせい 自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	かくしちょう 各市町
用 具 ようぐ	ほ そうぐ 補装具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	かくしちょう 各市町

参考

身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表（2）

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。
難病など無印でも認定する場合がありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

各種制度	障害の種類 等級	聴覚障害					音・言		内部障害															担当 機関
		2	3	4	5	6	3	4	心臓			じん臓			呼吸器			排泄			小腸			
									1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	
手 当 て あ て	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	△							△			△			△			△			△			かくしちょう 各市町
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	△							△			△			△			△			△			かくしちょう 各市町
	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	○	○					○	△	△		△	△		△	△		△	△		△	△		かくしちょう 各市町
年 金	しんしんしょうがいしゃふようきょうさいねんぎん 心身障害者扶養共済年金 (総合1～3級は該当)	○	○					○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		かくしちょう 各市町
医 療 制 度	じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者（児）医療費助成 (総合1・2級等は該当)	○	△					△	○	△		○	△		○	△		○	△		○	△		かくしちょう 各市町
	じりつしえんいりょう 自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	かくしちょう 各市町
用 具	ほそうぐ 補装具	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○				かくしちょう 各市町

参考 身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表 (3)

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。

難病など無印でも認定する場合がありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

各種制度	障害の種類 等級	内部障害						担当 機関
		免疫			肝臓			
		1, 2	3	4	1, 2	3	4	
手 当 て あ て	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	△			△			かくしちょう 各市町
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	△			△			かくしちょう 各市町
	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	△	△		△	△		かくしちょう 各市町
年 金	しんしんしょうがいしゃふようきようさいねんきん 心身障害者扶養共済年金 (総合1～3級は該当)	○	○		○	○		かくしちょう 各市町
医 療 制 度	じゅうどしょうがいしゃじいりょうひじよせい 重度障害者(児)医療費助成 (総合1・2級等は該当)	○	△		○	△		かくしちょう 各市町
	じりつしえんいりょうこうせいりりょう 自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	かくしちょう 各市町
用 具	ほそうぐ 補装具							かくしちょう 各市町

おも しょうがい かん けいはつ
主な障害に関する啓発マーク

マーク	めいしょう 名称	あらわ い み 表す意味など	と あ きき 問い合わせ先など
	こくさい 国際シンボルマ ーク	こくさい 国際シンボルマーク (International Symbol of Access)は、「障 害 者 が利用できる建 築 物、施設であることを明確に示す世界 共 通のシンボルマ ーク」です。このマークは、「すべての障 害 者を 対 象 にしている」ものです。	こうえきざいだんほうじん 公益財団法人 にほんしょうがいしゃ 日本障害者リハビリテーシ ョン協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
	しかく しょうがい 視覚に障 害 のあ ひと こくさい る人のための国際 シンボルマーク	ねん せかいもうじんれんごう かめい 1984年に世界盲人連合 (WB・U・加盟170ヶ こく せいてい しかく しょうがい かた 国)で制定された「視覚に障 害 のある方のため こくさい の国際シンボルマーク」です。	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 にほんもうじんふくしいんかい 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885 FAX:03-5291-7886
	みみ 耳マーク	ちょうかくしょうがいしゃ しょうがい がいけん 聴覚障害者は、障 害 のあることが、外見からは わ かりにくいために誤解されたり、不利益な待遇を う けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上 けい せん けい せん で不安は数知れなくあります。 しかくしょうがい かた しろ つえ い す 視覚障害のある方の「白い杖」や「くるま椅子マ ーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示 ひつよう どうよう みみ じ こひようじ が必要ということで考案されたものが耳マークで す。	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 ぜんにほんなんちようしゃ ちゅうと 全日本難聴者・中途 失聴者団体連合会 しつちようしゃだんたいれんごうかい TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046
	ろう者 しゃ のマスコ ットマーク ぜんにつぽん (全日本ろうあ れんめい 連盟)	おと ご みみ かた あいぎよう たつの落し子は耳を型どっており、愛 嬌 があ り、全国のろう者 (聴 覚 に障 害 のある方) の ぜんこく しゃ ちょうかく しょうがい かた マスコットとされています。 3月3日「耳の日」にちなんで「3」の数字、ろ う者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単 純 ひようげん み な表 現 で見やすいものです。	いっばんざいだんほうじん 一般財団法人 ぜんにほん れんめい 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449
	オストメイトマ ーク	じんこうこうもんほゆうしゃ じんこうぼうこう オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱 ほゆうしゃ い 保有者を言います。このため、トイレには、オストメ イトが排泄物の処理、皮膚の清 拭・洗 浄などがで きいせつぶつ しょうり ひ ふ せいじよく せんじよう きる設備が必要であり、かつ、外 見 上 は身体 せつび ひつよう がいけんじよう しんたい 障 害 者 であることが判別しにくいオストメイトが しょうがいしゃ ほんべつ 身 障 者 トイレや多機能トイレへ入りやすくするた しんしょうしゃ たきのう かい めに、トイレの入口に表示されることが必要です。 いりぐち ひようじ ひつよう	こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きようかい 日本オストミー協会 TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682
	「ハート・プラ ス」マーク	しんたいないぶ しょうがい かた ひようげん 「身体内部に障 害 のある方」を表 現 していま しんたいないぶ い み おも す。身体内部を意味する「ハートマーク」に、思い こころ しんたいないぶ しょうがい しんぞう やりの心 を「プラス」。身体内部に障 害 (心臓 きのうしょうがい かた がいけん わ 機能障 害 など) のある方は、外見からは分かりに さまざま ごかい う くいため、様 々な誤解を受けることがあります。	ほうじん NPO法人ハート・プラスの かい 会 E-mail:info@heartplus.or g ※職員が常駐していないた め、E-mail へご連絡くだ さい。
	しんたいしょうがいしゃほじょ 身体障害者補助 犬ユーザー受け 入れマーク	しんたいしょうがいしゃほじょけん しょう かた じりつ 身体障 害 者 補助犬を使用している方の自立と しゃかいさんか おうえん しずおかけんどうじ 社会参加を応援する静岡県独自のマークです。 もうどうけん しんたいしょうがいしゃほじょけん 盲 導 犬などの身体障 害 者 補助犬だけにスポ あ ほじょけんしんしょうしゃ ットを当てるのではなく、あくまでも補助犬使用者 しゆやく しょうがい かた が主 役 であるため、障 害 のある方とそのパートナ ほじょけん いっしょ あい つつ ーの補助犬を一 緒 に愛で包むデザインとなってい ます。	しずおかけんほじょけん 静岡県補助犬インフォメ ーションデスク TEL:054-270-6676

マーク	めいしょう 名称	あらわ い み 表す意味など	と あ さき 問い合わせ先など
	ヘルプマーク	ぎそく じんこうかんせつ しょう かた ないぶしょうがい 義足や人工関節を使用している方、内部障害 なんびょう かた にんしんしよき かた がいけん わ や難病の方、妊娠初期の方など外見からは分か はいりょ ひつよう かた えんじょ らなくても配慮を必要としている方が、援助が え 得やすくなるためのマークです。 けいざいさんぎょうしょう ねんとうきょう 経済産業省で、2020年東京オリンピッ む にほんこうぎょうきかく ク・パラリンピックに向けた日本工業規格（JIS） あんないようずきごう みなお ぎろん おこな へいせい 案内用図記号の見直しの議論が行われ、平成29 ねん がつ つか 年7月に「ヘルプマーク」が追加されました。	しずおかけんしょうがいしゅせいさくか 静岡県障害者政策課 TEL:054-221-2352 FAX:054-221-3267
	はくじょう 「白杖SOSシグ ナル」普及啓発シ ンボルマーク	はくじょう ずじょう ていど かか 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナ しめ しかく しょうがい かた み ルを示している視覚に障害のある方を見かけた すす こえ しえん はくじょう ら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 うんどう ふきゅうけいはつ SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークで す。	ぎ ふ し ふく し ぶ ふく し じ む しょ 岐阜市福祉部福祉事務所 しょう ふく し か 障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613

しずおかけんない かくしゅだんたい
静岡県内の各種団体

だんたいめい 団体名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 しずおかけんしんたいしょうがいしゃふくしかい 静岡県身体障害者福祉会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 252-7829
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 しずおかけんしかくしょうがいしゃきょうかい 静岡県視覚障害者協会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 251-8090
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 しずおかけんしょうかくしょうがいしゃきょうかい 静岡県聴覚障害者協会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 254-6303
しずおかけん 静岡県ことばと心を育む会	〒410-0046 ぬまつしよねまちよう 沼津市米山町5-1-105	(055) 960-7333
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 しずおかけんしたいふじゅうじしゃふぼかい 静岡県肢体不自由児者父母の会 れんごうかい 連合会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 266-3465

だんたいめい 団体名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
しずおかけんしたいふじゅうじきょうかい 静岡県肢体不自由児協会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 254-5231
しずおかけんくるまいすともかい 静岡県車椅子友の会	〒420-0913 しずおかしあおいくせながわ 静岡市葵区瀬名川1-14-16	(070) 8956-9009
しずおかけんきん 静岡県筋ジストロフィー協会	〒410-2505 いずしはつま 伊豆市八幡576-2	(0558) 83-3981
しずおかけんげんごちようかくしかい 静岡県言語聴覚士会	〒433-8511 はままつしなかくわごうきた 浜松市中区和合北1-6-1 はままつし 浜松市リハビリテーション病院内	(053) 471-8331
とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかけんちゅうとしつちようなんちようしゃきょうかい 静岡県中途失聴・難聴者協会	〒421-3301 ふじしきたまつの 富士市北松野562	(0545) 85-0585
しずおかけんしゅわつうやくしきょうかい 静岡県手話通訳士協会 しずおかけんしゅわつうやくもんだいけんきゅうかい 静岡県手話通訳問題研究会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 254-6303

とくていひ え い り かつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかけん ほ じょ けん し え ん 静岡県補助犬支援センター	〒422-8043 しずおか し す る が く な か だ ほんちよう 静岡市駿河区中田本 町2-6 1B	(054) 270-6676
とくていひ え い り かつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかもう しやとも かい 静岡盲ろう者友の会	〒420-0071 しずおか し あおい く い ち ばん ちよう 静岡市葵区一番町50 しずおか し ばん ちよう し み ん かつ だう 静岡市番 町市民活動センター内	(054) 273-1557
しずおか けん せい れ い かい 静岡県静鈴会	〒411-0022 み し ま し か わ ら が や 三島市川原ヶ谷255-16	(055) 975-0955
こう え き し ゃ だ ん ほう じん 公益社団法人 に ほ ん きょう かい しずおか けん し ぶ 日本オストミー協会静岡県支部	〒426-0045 ふ じ え だ し い ず み ち ちよう 藤枝市 泉 町13-9	(054) 636-4220
に ほ ん し ん ぞう 日本心臓ペースメーカー友の会 しずおか けん し ぶ 静岡県支部	〒428-0301 は い ば ら ぐ ん か わ ね ほん ち ちよう と く や ま 榛原郡川根本町徳山1388-1	(0547) 57-2008
しずおか けん じん ゆう かい 静岡県腎友会	〒420-0856 しずおか し あおい く す ん ぶ ちよう 静岡市葵区駿府 町1-70 けん そう ご う し や かい ふ く し かい かん ない 県総合社会福祉会館内	(054) 253-1086

れいわ ねん がつ しず おか けん
令和 8年 8月 静岡 県

けんこうふくし ぶ しょうがいしゃしえんきょくしょうがいふくしか
健康福祉部障害者支援局障害福祉課

しずおかしあおいくおうてまち
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL (054) 221-3319・2366・2367

FAX (054) 221-3267